

# 第 7 号 議 案

平成 29 年 5 月 30 日  
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、平成 29 年 5 月 25 日付 29 議事第 80 号をもって東京都  
議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

## 記

議 案 名	
1	第 9 3 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
2	第 9 4 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	



## 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<b>育児休業をすることができない職員</b> 第2条第1項 ハ（新設）	○ 育児休業をすることができる職員に、第2条の4（新設）に該当する一般職非常勤職員を追加
<b>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合</b> 第2条の4（新設）	○ 一般職非常勤職員については、子が1歳6か月になる日に育児休業をしており、かつ、2歳になるまで育児休業をすることが特に必要と認められる場合（※）に、2歳になるまで育児休業をすることができる旨を規定 ※「特に必要と認められる場合」の具体例は、人事委員会の承認を得て東京都規則で規定（1歳6か月の時点でも保育所に入れない場合等）
<b>規 定 整 備</b> 第2条第1項 イ（2） ニ 第2条の5	○ 第2条第1項ハ及び第2条の4の新設に伴う規定整備
<b>施 行 期 日 等</b> 附則	平成29年10月1日 改正後の育児休業の取得手続については、施行日前から行うことができる。

### 【参考】地方公務員の育児休業等に関する法律の改正（平成29年10月1日施行）

#### ○ 非常勤職員の育児休業期間の拡大

非常勤職員について、特に必要と認められる場合には、子の年齢が2歳になるまで育児休業を取得可能とする旨を規定

#### 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項（抄）

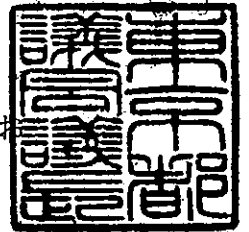
改正前	改正後
職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができる。	職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日（ <u>当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日</u> ）まで、育児休業をすることができる。



29議事第80号  
平成29年5月25日

東京都人事委員会委員長  
青山 侑 殿

東京都議会議長  
川井しげ 様

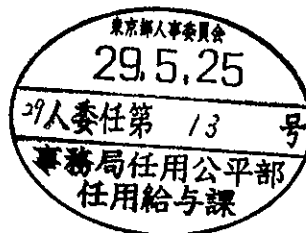


「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

平成29年第2回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第93号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第94号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



# 条例修正案文一覧

## ～ 目次 ～

- 1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（1頁）
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（4頁）

## 第九十三号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として東京都規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準（以下単に「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第四項に規定する職業指導（以下単に「職業指導」という。）を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として東京都規則で定める者に該当し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十三条第八項第五号中「公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

付則に次の一条を加える。

第二十九条 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条第七項の規定の適用については、同項の規定中

次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条まで

ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として東京都規則で定める者に該当し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第二十八条まで及び附則第五条

ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として東京都規則で定める者に該当し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第八項の改正規定及び附則第三条の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十三条第七項（第二号に係る部

分に限り、新条例付則第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（職員の退職手当に  
関する条例第二条に規定する職員のうち退職したものをいう。次条において同じ。）であつて職員の退職手当に関する条例  
第十三条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規  
定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定  
給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものにつ  
て適用する。

第三条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条による改正後の職業安定  
法（昭和二十二年法律第四百一十一号。以下「新法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は新法第十八条  
の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対する新条例第十三条第八項（第五号に係る部分に限り、職  
員の退職手当に関する条例第十三条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職  
業に就いた日が平成三十年一月一日以後である場合について適用する。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の施行による雇用保険法（昭和四十九年法律第十六  
号）及び職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）の改正等を踏まえ、失業者の退職手当に関する規定を改める必要があ  
る。



## 第九十四号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳六か月到

達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合に該当する場合

#### 附 則

1 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の前においても行うことができる。

#### （提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の再延長に係る規定を定める必要がある。

# 条例改正新旧対照表

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（1頁）
- 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（4頁）

職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年東京都条例第六十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十二条まで（現行のとおり） （失業者の退職手当）</p> <p>第十三条（現行のとおり）</p> <p>2から6まで（現行のとおり）</p> <p>7（現行のとおり）</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ <del>特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第二項各号に掲げる者に相当する者として東京都規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準（以下単に「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第四項に規定する職業指導（以下単に「職業指導」という。）を行うことが適当であると認めたもの</del></p> <p>ロ <del>雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相当する者として東京都規則で定める者に該当し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために</del></p>	<p>第一条から第十二条まで（略） （失業者の退職手当）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>7（略）</p> <p>1（略）</p> <p>（新設）</p>

~~必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの~~

~~三及び四（現行のとおり）~~

~~8（現行のとおり）~~

~~一から四まで（現行のとおり）~~

~~五 公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額~~

~~六（現行のとおり）~~

~~9から14まで（現行のとおり）~~

~~第十四条から第二十五条まで（現行のとおり）~~

~~付 則~~

~~第一条から第二十八条まで（現行のとおり）~~

~~第二十九条 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第~~

~~十三条第七項の規定の適用については、同項の規定中次の表の上欄に~~

~~掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。~~

<del>第二十八条まで</del>	<del>第二十八条まで及び附則第五条</del>
<del>ロ 雇用保険法第三十二条第二</del>	<del>ロ 雇用保険法第三十二条第二</del>

二及び三（略）

8（略）

一から四まで（略）

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六（略）

9から14まで（略）

第十四条から第二十五条まで（略）

付 則

第一条から第二十八条まで（略）

（新設）

~~項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相当する者として東京都規則で定める者に該当し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの~~

~~項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第二項第二号に掲げる者に相当する者として東京都規則で定める者に該当し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの~~

~~ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）~~

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>(2) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>ロ（現行のとおり）</p> <p><del>ハ 第二条の四に規定する場合に該当する非常勤職員（当該非常勤職員の養育する子の一歳六か月到達日において育児休業をしていない非常勤職員に限る。）</del></p> <p>ニ（現行のとおり）</p> <p>三及び四（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>(2) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（<del>第二条の三第三号</del>において「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>ロ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ（略）</p> <p>二及び三（略）</p>

第二条の二及び第二条の三（現行のとおり）

~~（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）~~

~~第一条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときはとする。~~

~~一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳六か月到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合~~

~~二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合に該当する場合~~

第一条の五（現行のとおり）

第三条から第十七条まで（現行のとおり）

第二条の二及び第二条の三（略）

（新設）

第二条の四（略）

第三条から第十七条まで（略）



# 条例改正参照条文

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（1頁）

○ 職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）（抄）

（失業者の退職手当）

### 第十三条

7 第一項又は第三項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第三項の退職手当を支給することができる。

一 その者が知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

二 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合

三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合

8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 知事が雇用保険法の規定の例により指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業

訓練等を受けている者 同条第四項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第三十七条第三項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

## 失業者の退職手当制度の概要

国家公務員の退職手当は、勤続報償を基本的性格としつつ、退職後の生活保障としての性格も併せ持つことから、退職時に極めて低額の退職手当（退職金）しか受給しなかった（又は退職手当が不支給であった）退職者が、その後一定期間内に失業状態にあるような場合に**限定して**、「失業者の退職手当」を支給しています。

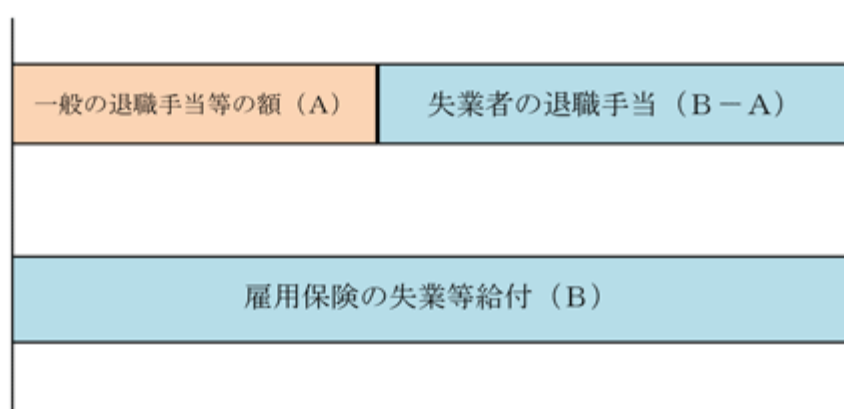
具体的には、国家公務員が退職した場合において、退職時に支給された「一般の退職手当等の額」（A）が雇用保険の「失業等給付」（B）に満たない場合に、その差額分（B-A）を限度として公共職業安定所等を通じて支給しているものです。（国家公務員退職手当法第10条）

※ 失業者の退職手当の受給対象となるのは、退職時に支給される一般の退職手当等の額（退職金）が相当に低い者か一般の退職手当等が支給されない者であり、主として、3年以内などの短い勤続期間で退職した者です。

（イメージ図）

【 国家公務員 】

【 民間企業 】



退職手当条例（失業者の退職手当制度）の改正について

**改正① ～給付日数の延長措置～（平成29年4月1日適用）**

○ 雇用保険法が改正され、新たな基本手当の給付日数の延長措置が規定されることに伴い（法第24条の2及び附則第5条）、都条例（失業者の退職手当）について同様の措置を行う必要

**① 個別延長給付【法第24条の2第1項及び第2項（恒久措置）】** 勤奨退職者、傷病退職者など

「就職困難者」以外の者で、特定受給資格者（都における特定退職者。以下同じ）のうち、

(ア) 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者

例：難病の患者や身体・知的・精神・発達障害がある者のうち、比較的軽度の者

(イ) 激甚災害法第2条の規定により激甚災害として政令に指定された災害（以下「激甚災害」という。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は離職したものとみなされた者であって、職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者

(ウ) 激甚災害その他災害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は離職したものとみなされた者（イに該当する者を除く。）

のいずれかに該当し、公共職業安定所長（都においては知事。以下同じ）が厚生労働省令で定める基準（以下「指導基準」という。）に照らして、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

又は

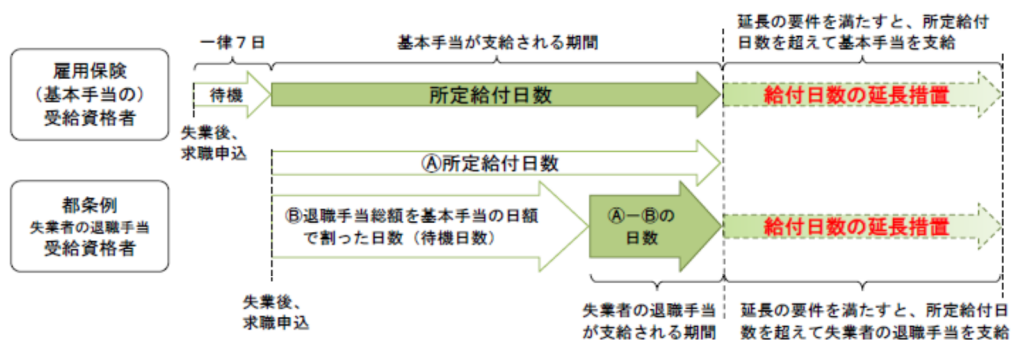
(エ) 「就職困難者」であって、上記(イ)に該当

し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

**② 地域延長給付【法附則第5条（時限措置）】**

「就職困難者」以外の者で、特定受給資格者のうち、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（①の給付を受けることができる者を除く。）

⇒ ①(ア)(ウ)(エ)及び②については原則60日、(イ)については原則120日 給付日数を延長



**改正② ～移転費の支給対象拡充～（平成30年1月1日施行）**

○ 移転費（雇用保険法第58条第1項）の支給対象が追加されることに伴い、移転費相当の退職手当の支給対象も同様に追加

「受給資格者が、公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する場合に、移転費を支給」（下線部が改正（追加）箇所）